

第3章 住まい・まちづくりの目標指標と施策の展開

基本理念として示している「次代へつなぐ 心豊かで安全・安心して暮らせるまち」を目指すために、基本方針に基づいて進める基本となる施策を示します。

1 誰もが安心して暮らせる住まい・まち

【地震対策、防災・防犯、市営住宅】

(1) 施策と取り組み

施策1-1 住宅・住宅地の耐震化促進

住宅の耐震化を進めるために、必要な情報提供を行うなど啓発を強化し、耐震診断・耐震設計及び耐震改修を支援するとともに、耐震化など地震への備えについて分かりやすく情報を提供します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール ^{注2)・3)}		
		前期	中期	後期
既存住宅の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 簡易木造住宅耐震改修事業（新規）^{注1)} 木造住宅耐震設計事業（新規） 木造・非木造住宅耐震診断・改修事業（継続・拡充） 耐震パンフレットの更新事業（継続） 	新規	継続	
住宅地の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送路の確保（継続） 危険なブロック塀の撤去・改修（新規） 	継続		
耐震性に優れた住宅建設の誘導	<ul style="list-style-type: none"> よろずやコーナー事業（図 3-1-1 参照） 	新規	継続	
その他の施策				
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅等の耐震化を総合的に促進するために建築物耐震改修促進計画を見直します。（継続） ○東日本大震災の検証を踏まえて地域防災計画を見直すとともに、耐震性の低い木造住宅の撤去の支援や、家具転倒防止も含めた多様な地震対策を啓発します。 ○地震に備えて、防災マップを見直し災害時の危険箇所の周知を図ります。 				
主な主体・役割 ^{注4)}	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> 所有者：耐震診断・改修の実施、老朽住宅の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅関連事業者：耐震改修のPR、相談、事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修等についての国・県と補助の調整、交付及び市民への事業のPR 地震対策の啓発 	

図 3-1-1 愛知ゆとりある住まい推進協議会ホームページ（「よろずやコーナー」のイメージ）



(<http://www.yutori.gr.jp/>) トップページの一部より抜粋

(注) よろずやコーナー事業は、住まいについて総合的に相談することができる利用しやすいホームページを開設して、各種の相談業務はもちろん、事業者に対する啓発を行う事業

【施策の表示について】：左のページ表などを参照

注1) 「取り組み・事業」の中に新規と継続が混在している場合は、(新規)と(継続)と表示
 (新規)：新規の取り組み・事業
 (継続)：以前から行なわれている事業

注2) スケジュールの期間については、おおむね前期(平成24～27年度)の4年間、中期(28～30年度)の3年間、後期(31～33年度)の3年間を想定

注3) ：短期に事業の検討・準備、事業開始、施設等の整備を行うものなど
：事業を従前から継続または、準備後や整備後に実施するものなど

注4) 主な主体・役割：施策を協働により推進するために、主な主体と役割分担のイメージを描いています。

施策1-2 地域における防災・防犯対策と安全確保の推進

町内会、自主防災組織、市民活動団体、事業者などとの連携を強化し、住宅の耐震対策の促進や災害時の避難場所・避難所の確保を図り、防災や防犯意識を高めて対策を促します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
多様な主体による地震対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域を巻き込んだ耐震ローラー作戦事業（継続・推進）*1 耐震出前講座・教育機関との産学官連携事業（新規）*2 	継続	→	
		新規	継続	→
地域防災拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> 緑地、公園の避難場所・避難所としての確保 	新規	継続	→
地域主体の（防災）安全確認運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防災活動推進事業 	継続	→	
防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 住宅防犯設備導入の啓発 地域における防犯対策の啓発 	継続	→	
その他の施策				
<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地崩壊危険箇所の指定を進め、土砂災害の防止を図ります。 ○津波・浸水想定地区の避難経路の検討をします。 				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> 町内会、自主防災会等による地域の防災訓練及び安全確認運動の展開 住宅所有者・居住者：住宅における防犯対策 	<ul style="list-style-type: none"> 地域事業者：地域の防災訓練への参加、防犯への協力 住宅関連事業者：講座等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練実施、防犯・交通安全運動、耐震まちづくりの啓発 警察署など関係機関との連携 避難場所・避難所確保等 	

*1 地元に理解と協力を得たうえで、建築士会と行政が連携し、各戸に訪問して耐震化を啓発すること

*2 耐震出前講座等を建築士会などと連携して実施すること

防災訓練



施策1-3 市営住宅の整備と居住支援

老朽化した市営住宅からの住み替えの促進と建替えを図ります。また、高齢者、子育て世帯、障害者が暮らしやすい住宅の確保のために、市営住宅の整備や民間賃貸住宅のストックの活用を検討します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅住替事業 市営住宅建替事業 	継続		
高齢者が暮らしやすい市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅建替事業に係る高齢者世帯向け住宅の検討（新規） 市営住宅給湯器・手すり設置事業（継続） 	検討	実施	
子育てしやすい市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅建替事業に係る子育て世帯向け住宅の検討 	検討	実施	
障害者のための住宅確保	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅建替事業に係る障害者向け住宅の検討 	検討	実施	
その他の施策				
○民間賃貸住宅のストックの活用のため、仲介のしくみづくり（空き家バンク等）を住宅関連業界と検討します。				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅所有者：多世代の入居への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅関連事業者：誰もが住みやすい住宅づくりへの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅建替、改修、設備設置などの推進 	

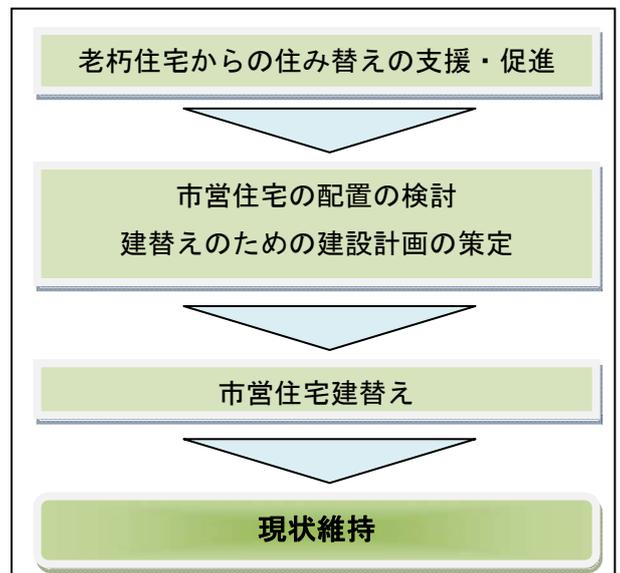
(注) 文中では「建替え」、事業名は「建替」と示しています。

文中では「住み替え」、事業名は「住替」と示しています。

3-1-2 市営住宅の整備の考え方



市営八幡住宅図



(2) 目標指標

指標	現状値	中間目標値 (平成 28 年)	目標値 (平成 33 年)
住宅の耐震化率*	68% (H18)	90% (H27)	95% (H32)
市営住宅の改築率 (耐用年数を超過していない住宅の率)	85.3% (H23)	92.9% (H26)	96%

(注) 目標指標については、進捗状況を評価するために、主として施策により住まいやまちの状態や市民の意識がどう変わったのかを示す指標を掲げています。

- * 住宅の耐震化率：耐震性が確保されている住宅の戸数／全住宅戸数
 耐震性が確保されている住宅：昭和 56 年の建築基準法の大規模な改正に伴い定められた「新耐震設計基準」に基づいて設計された新しい建物と、同基準ができる前の建物であっても補強工事を済ませて耐震設計基準を満たす建物の数

耐震診断・改修のパンフレット



2

ライフステージに応じた暮らしができる住まい・まち

【子育て支援、高齢者の居住支援、多様な居住ニーズへの対応】

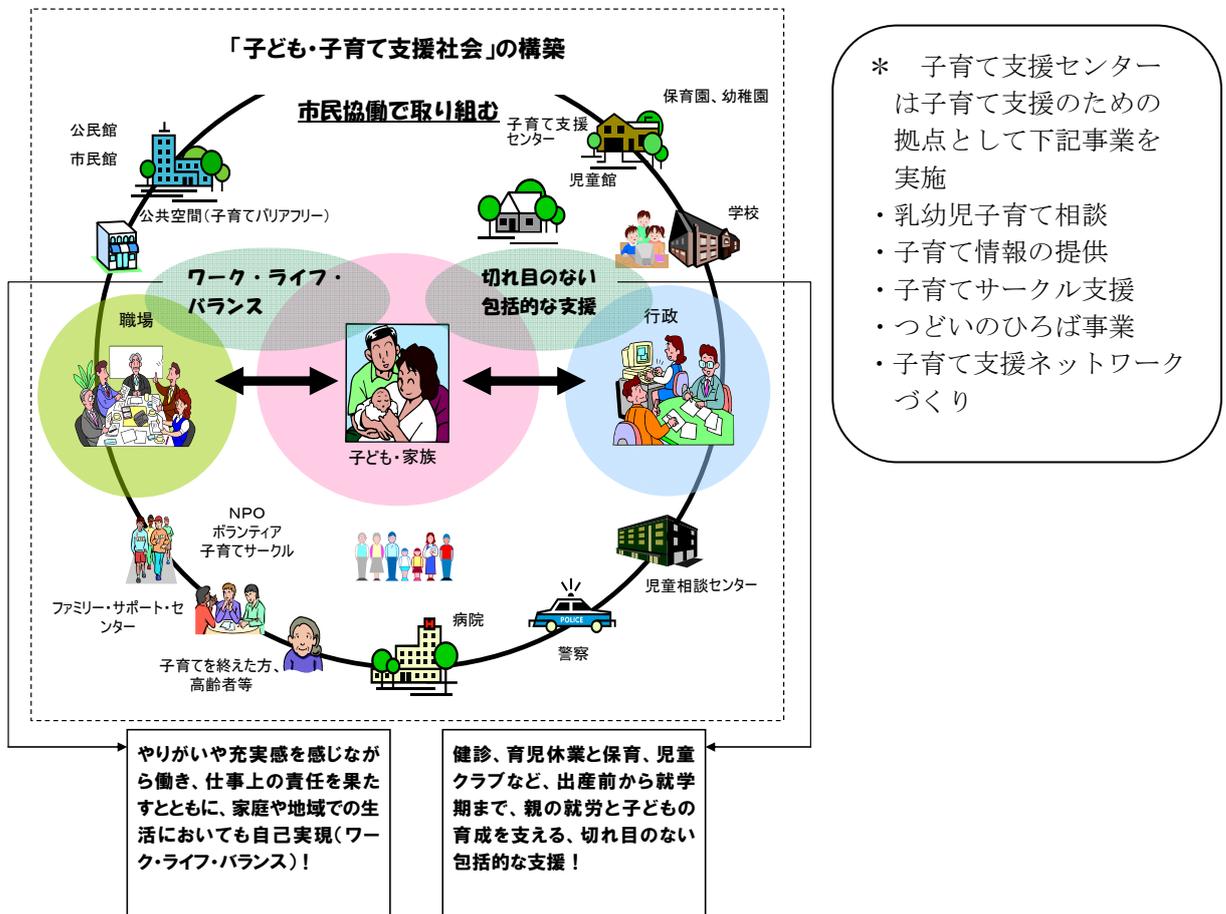
(1) 施策と取り組み

施策2-1 快適に子育てができる環境整備

子育てについての相談や情報発信、家族の交流など子育て支援を充実するとともに、保育などのサービスの充実を図ります。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
子育て支援事業の充実	・子育て支援センター事業* (図 3-2-1 参照)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 継続 ➔ </div>		
その他の施策				
○地域における児童の健全育成のために、西部中学校区児童館の整備を図ります。 ○保育園の特別保育、放課後児童健全育成など保育サービスの充実を図ります。				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	・子育て支援事業への協力・参加	・社会福祉協議会：子育て支援事業の実施	・事業の実施	

図 3-2-1 豊川市の次世代育成支援の基本方針図



(出典)「豊川市次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)」平成22年3月

施策2-2 高齢者や障害者が暮らしやすい環境整備

高齢者や障害者が自宅で快適に生活できるよう住宅改修などを支援するとともに、日常の生活支援サービスや、緊急時の支援を充実します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
高齢者や障害者が暮らしやすい住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具給付事業 住宅改修支援事業 	継続 		
高齢者の緊急時（病気、けが等）における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム設置事業* 	継続 		
その他の施策				
<p>○共同住宅を建設する事業主などに対して、地域優良賃貸住宅制度の活用を働きかけます。</p> <p>○高齢者のための交流・ふれあい機会を充実するとともに、高齢者や障害者向けの生活支援を行います。</p>				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等：高齢者向け住宅の整備 居住者等：高齢者向けの住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅関連事業者：高齢者向け住宅、改修についてのPR 社会福祉協議会、民間福祉サービス事業者：サービスの供給 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向け住宅の整備、改修についての啓発 介護保険、生活支援サービス等の利用促進 	

* 緊急通報システム設置事業は、ひとり暮らしの高齢者に、病気や災害といった緊急事態が発生した時、迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報用の電話を貸し出す事業

市営諏訪西住宅のスロープ



シルバーハウジング（浴室内の手すり・緊急通報システムのボタン）



施策2-3 人にやさしいまちづくりの推進

人にやさしいまちづくりを啓発して、市内全体で安全で快適な建物や屋外の環境整備を図ります。また、バリアフリー基本構想*に基づいた地区の整備や、コミュニティバス運行の実現を目指します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
人にやさしいまちづくりの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化推進啓発(新規) ・人にやさしいまちづくり条例の周知・徹底(継続・拡充) ・人にやさしいまちづくり講座・セミナーの実施・参加(継続) 	新規	継続	
バリアフリー化を図る重点整備地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・重点整備地区のバリアフリー化* 		継続	
駅へ移動しやすい交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内コミュニティバス路線運行事業 	実証運行		本格運行
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅所有者：バリアフリー化の推進 ・市民：人にやさしいまちづくりの意識向上、公共交通の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連事業者：住宅所有者、居住者などへの啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座など各種啓発事業の充実 ・公共事業に際してのユニバーサルデザインの導入 	

* バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき市町村が重点整備地区においてバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成すること。豊川市は「豊川市バリアフリー構想」(平成23年3月)を策定し、八幡駅周辺地区と国府駅周辺地区を重点整備地区としてバリアフリー整備計画を定めている。

車いす介助体験



施策2-4 ライフステージに応じた居住支援

市営住宅においてグループホームの整備を検討するとともに、障害者の住宅確保を支援します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
グループ居住の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅建替事業に係るグループホームの検討 既存の市営住宅のグループホームとしての検討 障害者の民間賃貸住宅への入居の円滑化 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施</div>	
その他の施策				
○ライフステージに応じた住み替えを支援のために、情報提供と仲介のしくみづくりを住宅関連業界とつくることを検討します。				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅所有者：住み方を考えグループ居住についても検討 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅関連事業者：空き家バンクや空き家等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅へのグループホームの検討 空き家バンク開設など住替支援のしくみづくり 	

(2) 目標指標

指標	現状値	中間目標値 (平成 28 年)	目標値 (平成 33 年)
60 歳以上が住みよいと回答した割合 (市民意識調査) ^{a)}	31.7% (H23)	35.3% (H27)	40.7%
コミュニティバスの利用者数	—	11 万人	13 万人 (H32)

—：施策の進捗状況に基づいて、目標を設定していきます。

(注) 指標については、指標名の右肩に ^{a)} の表示は年値、表示のないものは年度値

市営穂ノ原住宅（グループホーム2戸）



3

環境と共生し快適に暮らし続けられる住まい・まち

【ストックの活用、良好な住宅の供給、環境共生】

(1) 施策と取り組み

施策3-1 まちなか居住の推進

まちなかに居住を誘導するために、駅周辺において商店など生活サービス機能の充実を促すとともに、まちなか居住のメリットについてPRを図ります。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
駅周辺の生活サービス・利便性の向上	・空き店舗の活用	継続		
まちなか居住の啓発	・「豊川すんでみんな!」パンフレット作成事業 図3-3-1 参照	新規	継続	
その他の施策				
○耐震性の低い木造住宅の撤去に対して支援します。：再掲				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	・市民：空き店舗の活用	・事業者等：駅周辺の事業活動 ・住宅関連事業者：まちなかでの住宅建設	・駅周辺の商業振興 ・まちなか居住、各種事業活用についてのPR	

JR豊川駅周辺



施策3-2 ストックの改善と居住の促進

密集市街地の住環境改善のために、道路拡幅や公園の整備を図るとともに、老朽住宅の撤去などを啓発します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
密集市街地の整備改善	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅解体費補助事業：再掲 ・道路の拡幅事業（新規） ・公園防火機能強化事業（防火対策のための植栽） 	新規	継続	
		継続		
その他の施策				
<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路を拡幅して改善します。 ○地域主体の（防災）安全確認運動を推進します。：再掲 ○「豊川すんでみん！」パンフレット（再掲）等を用いて、進出企業の従業員に市内居住をPRします。 				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等による安全確認運動の実施、ヒヤリ地図*の周知や内容改善 ・老朽住宅の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連事業者：相談業務への人材派遣 ・賃貸住宅事業者：住宅情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路などの施設整備 ・安全確認運動の啓発、市内居住のPR ・老朽住宅撤去への補助 	

* ヒヤリ地図は、交通事故や防犯を呼びかけた豊川市の「校区ヒヤリ地図」のこと

稲荷公園の植栽



施策3-3 良好な住宅地の形成促進

良好な住宅地を形成するために、土地区画整理事業の推進を図るとともに、関係市民に対して地区計画の導入や建築協定の締結などの制度の活用を促します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
土地区画整理事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 豊川西部土地区画整理事業 豊川駅東土地区画整理事業 一宮大木土地区画整理事業 			
地区計画・建築協定の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画導入促進 建築協定の支援 			
その他の施策				
<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域内の宅地化促進のための方策を検討します。 ○定住を支援するために、土地や住宅ストックの活用方法を検討します。 ○空き家の有効活用を図るために、情報提供と仲介のしくみづくりを住宅関連業界とつくることを検討します。：再掲 				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> 関係市民：地区計画、建築協定への発意 	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理組合：事業の推進 住宅関連事業者：地区計画、建築協定の発意 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の推進 地区計画の導入、建築協定の締結支援、各種居住支援制度の啓発・PR 	

豊川西部土地区画整理地区



(2) 目標指標

指標	現状値	中間目標値 (平成 28 年)	目標値 (平成 33 年)
住宅や周辺環境の満足度（満足とやや満足の合計・総合的評価） ^{a)}	69.3% (H22)	72.0%	75.0%
太陽光発電を行っている住宅数	1,265 基 (H22)	2,500 基 (H26)	3,100 基 (H31)

環境共生に配慮した建物



(出典) グリーンフェロー (<http://green-fellow.jp/>)

壁面緑化、屋上緑化・菜園、太陽光パネル、雨水利用など多様な環境対応を実施。住居・オフィス・店舗で構成

4

地域特性を活かし受け継がれる住まい・まち

【地域固有の資源活用、コミュニティ再生、多様な主体との協働】

(1) 施策と取り組み

施策4-1 景観形成と水と緑のうるおい創出

豊川市の特色ある歴史的景観、自然景観の保全と良好な都市景観形成を図ります。また、ボランティア・市民活動団体や町内会等に対して公園の計画づくりやアダプトプログラムへの参加を促します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
個性ある景観の保全と良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画の策定の検討 ・開発基準以上の緑地面積（継続・拡充） ・豊川市ファサード整備事業（豊川稲荷表参道地区計画内。24年度完了） 			
公共施設の緑化促進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテン事業 			
市民参加型の公園づくりと緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型公園整備事業（継続） ・市民参加緑化イベント補助（継続） ・民有地緑化補助（新規） 			
アダプトプログラムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・道路等のアダプトプログラム事業 			
その他の施策				
○佐奈川・帯川においてうるおいのある河川環境の整備を図ります。				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動団体、町内会等：景観に対する意識向上、アダプトプログラムへの参加等 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者：景観保全への協力 ・住宅関連事業者・土地所有者等：景観に配慮した設計・事業 ・事業者：アダプトプログラム等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成、公園、緑化にかかわる事業の実施 ・アダプトプログラムなどのPR等 	

施策4-2 豊川の居住地としてのブランド形成

居住地としての「豊川ブランド」構築を図るために、豊川市の居住環境の良さについての情報発信を強化します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
豊川の居住地としての良さのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊川すんでみん!」パンフレット作成事業（再掲） ・よろずやコーナー事業（再掲） 	新規	継続	
その他の施策				
○いなり寿司のブランド化を活かした、「B-1グランプリ」などの開催を図ります。				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	・豊川市の良さについて情報発信	・豊川市の良さについて情報発信	・居住地としての「豊川ブランド」構築、PR	

旧東海道の町屋の風景



豊川稲荷門前町の催し



施策4-3 まちづくり活動の育成とコミュニティ再生

ボランティアや市民活動、町内会活動を支援して、多世代交流や、支え合いの地域づくりを促します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
まちづくり活動の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動への支援 ・町内会活動の支援 	継続 		
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の推進* 	継続 		
その他の施策				
○地域における多世代交流を行うために市営住宅の集会所の有効利用を促します。				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動団体、町内会等：地域の活動、多世代交流の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人等：地域福祉への協力 ・賃貸住宅所有者：多世代の入居受け入れ、適正な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動の支援と支援体制の検討 ・公営住宅の維持管理 ・地域福祉、多世代居住・交流についての啓発 	

* 地域福祉の推進を目指して、平成 20 年 3 月に「豊川市地域福祉計画」を策定しており、支え合いのまちづくりを進めている。

地域での見守り活動



施策4-4 協働による住環境整備と居住支援

地域と住宅関連事業者が協働し、市民への住まいに関する情報提供を充実するとともに、子どもに建築や居住について学ぶ機会を提供します。

主な施策				
施策	取り組み・事業	スケジュール		
		前期	中期	後期
住まいに関する情報の内容充実	・多様な主体の連携による相談体制の充実	継続		
子ども向け建築教室	・建築出前講座事業（再掲）	新規	継続	
その他の施策				
○地域組織と事業者との情報交換・交流を促します。				
主な主体・役割	市民	事業者	行政	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・市民活動団体：相談の支援 ・町内会等：事業者との交流への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅関連事業者等：耐震やリフォームの相談の実施、町内会や交流への参加、バリアフリー、環境対応住宅などの事業強化、出前講座共催（建築士、大工などの参画） 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口改善など ・地域組織等の体制強化の検討、導入支援 ・出前講座開催 	

建築士会が行った出前講座の風景



(2) 目標指標

指標	現状値	中間目標値 (平成 28 年)	目標値 (平成 33 年)
豊川市に住む魅力を感じる市民の割合 ^{a)}	35.7% (H22)	40%	45%
町内会の加入率	80.0% (H23)	81.3% (H27)	—

アダプトプログラムによる河川の清掃

